

刑事施設における薬物依存離脱指導の現状と今後の展望 — 効果検証に基づくプログラムの充実化に向けて —

矯正局成人矯正課事務官
矯正研修所効果検証センター効果検証官補

鈴木 大 江 由 香
木 理 絵
香 絵

一 新実施体制への移行と効果検証

刑事施設における薬物犯罪の受刑者は、人数が多く、再入率が高いことから、その再犯を防止することが、受刑者全体の再犯率を低下させるために欠かせません。薬物依存離脱指導は、刑事施設における特別改善指導の一つであり、平成一八年の「刑事収容施設法」の施行以来、薬物犯罪の受刑者のうち、特に薬物に対する依存がある受刑者に対する指導として充実強化が図られてきました。

た。そして、必要な指導を適切に実施するための更なる工夫として、また、刑の一部執行猶予制度の開始を踏まえ、平成二八年度に薬物依存離脱指導の実施体制及び標準プログラムが改訂されました。新実施体制における標準プログラムでは、①受講対象者全員が受講する「必修プログラム」、②より専門的・体系的な「専門プログラム」、③民間互助団体ミーティングや講義など他のプログラムを補完するための「選択プログラム」という三種類のプログラムが用意され、受刑者個々の再犯リスクや問題性等に応じてプログラムを組み合わせられるようになって

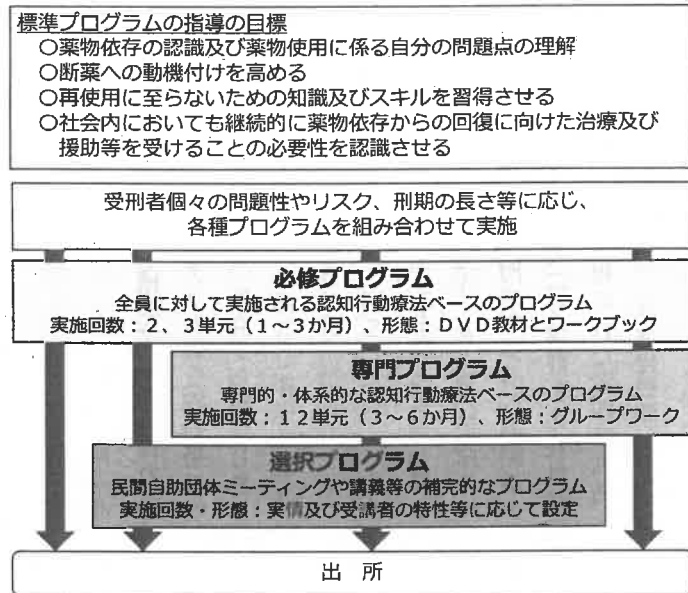


図1 薬物依存離脱指導の新実施体制における標準プログラム

います（図1）。加えて、薬物依存症は病気であるとの認識や民間互助団体の活動の広がりなどを背景として、薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を出所後も継続的に受けることなどを目指した指導目標が新たに掲げられました。

では、この薬物依存離脱指導の新実施体制への移行は、必要な指導を適切に実施すること、ひいては再犯の防止に本当に役立っているのでしょうか。また、より効果的かつ効率的な指導にするための課題はあるのでしょうか。近年、政府全体としてEBPM（根拠に基づく政策立案）の実践が推奨されており、薬物依存離脱指導においても、科学的根拠に基づいた効果的な実施が求められています。矯正局においては、薬物依存離脱指導の標準プログラムについて、その効果を検証するため、矯正研修所効果検証センターとともに、次の二種類の調査を行いましたので、本稿ではその主な分析結果を紹介します。

二 調査一：専門プログラムによる受講と心理尺度得点の変化に関する調査

(一) 目的

薬物依存離脱指導の標準プログラムの中で最も専門的・体系的な専門プログラムの受講効果について、新たな指導目標の達成状況の観点から検証しました。

(二) 方法

ア 調査対象者

平成三〇年一〇月から令和二年一月までの間に刑事施設（男子施設一九庁、女子施設六庁）に在所し、薬物依存離脱指導の専門プログラムの受講の必要性が認められた者を無作為に受講群と比較対照群に割り振り、調査への同意を得られた者四三九名（受講群二二五名）と比較対照群（受講待機群二二四名）を分析対象者としました。

イ 調査方法

受講群は専門プログラムの受講前後に、比較対照群

は受講群と同時期に自記式質問紙調査を二回実施しました。質問紙調査では、新たな指導目標に関連する概念を測定する八つの心理尺度を使用しました（表）。

(三) 結果と考察

ア 全対象者の分析

受講群と比較対照群の対象者の属性に大きな隔たりがないことを確認した上で、専門プログラムの受講前後（比較対照群については受講群と同時期）の心理尺度得点を比較した結果、**図2**（次頁）のとおり受講群の全八尺度の得点に顕著な変化があり、かつ六尺度は比較対照群の変化よりも顕著な増加が認められました。このことから、平成二八年度に改訂された薬物依存離脱指導の専門プログラムには、薬物依存の問題を変えたいという変化への動機付けや薬物の対処行動に関する自信、薬物を再使用しないためのスキル、医療機関や自助グループに援助を求める態度を向上させる効果が見られ、新たに定められた指導目標が十分に達成されていることが認められました。

ただし、他の尺度と比べて、個別場面自己効力感尺

表 調査に使用した心理尺度

指導目標	尺度名	概要	下位尺度	項目数	信頼性係数 α
薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解	SOCRATES-8D (小林他、2010)	薬物依存の問題を変えたいという変化への動機付けを測る。	病識	7	0.86
			迷い	4	0.67
			実行	8	0.79
断薬への動機付けを高める	薬物依存に対する自己効力感スケール (森田他、2007)	薬物に対する欲求が生じたときの対処行動に関する自信を測る。	全般的自己効力感	5	0.81
			個別場面自己効力感	11	0.96
再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる	スキル尺度(予防) (独自開発尺度、未発表)	薬物を再使用しないために日常生活の中で実行する予防スキルを測る。	合計	20	0.91
			スキル尺度(対処) (独自開発尺度、未発表)	合計	19
社会内においても継続的に治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる	援助希求尺度 (独自開発尺度、未発表)	薬物を使用しないために、継続的に治療や援助を受けるための知識と意欲、自信を測る。	合計	9	0.81

度の得点については、比較対照群との差が小さかったことから、受講の中で薬物を使いたくなったときの対処スキルを学んでいるにもかかわらず、具体的な場面で薬物の欲求に対処できるという自信が十分に養われていない可能性が示唆されます。また、SOCRATES迷い尺度の変化は、心理的な迷いが高まることで離脱につながるものとされているところ、期待どおりの得点の変化や比較対照群との差が確認されませんでした。このことについては、専門プログラムにおいて、薬物使用からの離脱につながる心理的な迷いを生じさせるまでの指導が十分に行われていないか、あるいは、同プログラムの進行中では高まっていた心理的な迷いが、プログラムの終了時には適切に解消できたかのいずれかの可能性が考えられます。

イ 男女別の分析

男子対象者（受講群一四四名、比較対照群一三六名）について分析した結果、SOCRATES迷い尺度を除く七尺度に受講による得点の変化が確認されました。一方、女子対象者（受講群八一名、比較対照群七八名）においては、受講による得点の変化が、SOCRATES迷

い尺度及び個別場面自己効力感尺度を除いた六尺度にとどまったことに加え、男子と比べ特に薬物依存の問題を変えたいという変化への動機付けや薬物依存に対する自己効力感に関する尺度得点の変化量は小さい傾向にありました(図3)。このことから、専門プログラムの受講が、薬物依存の問題の改善につながるスキラム等を身に付けることにつながっているなど、男女共に受講効果は認められたものの、男女により効果に差があることが認められます。

三 調査二：薬物依存離脱指導対象者の再犯追跡調査

(一) 目的

薬物依存離脱指導対象者の再犯リスクや問題性などに合わせて各種受講プログラムを組み合わせ、より多くの対象者が指導を受講できるようになれば、旧実施体制下の同指導と比べ、受講率が高まることや再犯率が低下するとの仮説に基づき、新実施体制における標準プログラムの実施状況を確認し、受講による薬物犯罪の再犯防止

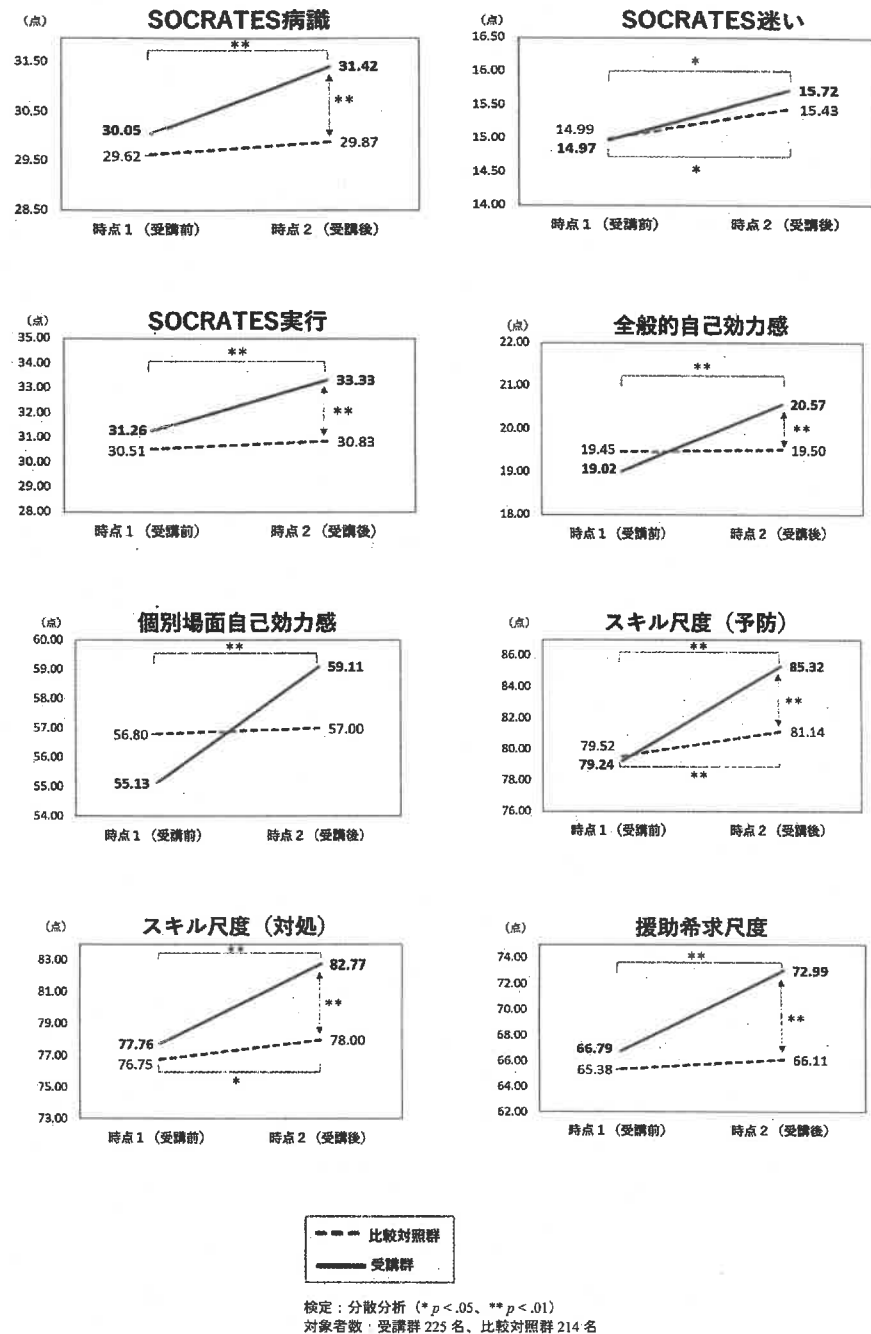


図2 専門プログラム受講前後の尺度得点の変化(全8尺度)

検定：分散分析 (* $p < .05$, ** $p < .01$)
対象者数：受講群 225名、比較対照群 214名

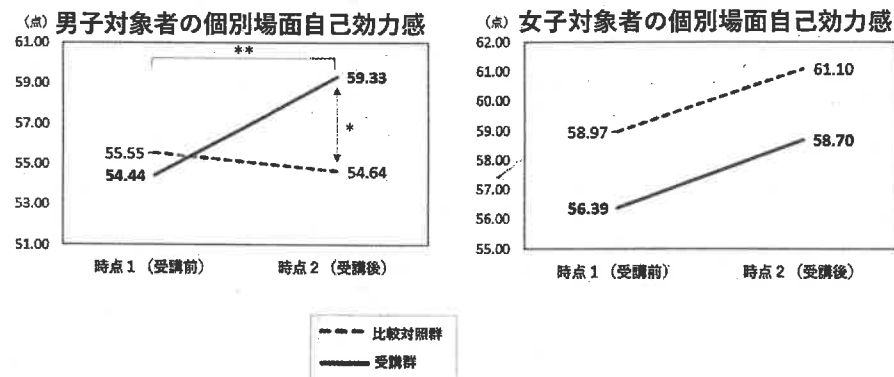


図3 専門プログラム受講前後の尺度得点の変化(一部抜粋)

検定：分散分析 (* $p < .05$, ** $p < .01$)
対象者数：受講群 225名、比較対照群 214名

効果を検証しました。

(二) 方法

ア 調査対象者

平成三〇年一月から令和元年五月までの間に調査対象施設（男子施設二二庁、女子施設六庁）から出所した薬物依存離脱指導対象者七四二名（男子四九〇名、女子二五二名）。

イ 調査方法

調査対象者について、刑事施設出所後二年以内の薬物再犯状況に関する追跡調査を実施し、薬物犯罪再犯率を明らかにするとともに、各種プログラムを受講することにより身に付く態度やスキルと薬物犯罪再犯との関連を調べるため、調査対象者のうち質問紙調査に同意した者に対し、出所の二週間前をめどに自記式質問紙調査を実施しました。

本調査における出所後二年以内の薬物再犯状況とは、前回刑事施設出所後から二年以内にじゅっ起され、実刑判決を受けて再び受刑する結果となった事件のうち最も犯行日が早い薬物事件の有無です。

(三) 結果と考察

ア 旧実施体制下との比較による標準プログラム複線化の有効性の検証

分析の結果、新実施体制下の調査対象者の九五・一%が少なくとも一種類の標準プログラムを受講しており、旧実施体制下と比べて受講率が顕著に向上していました（図4）。次に、新実施体制下の調査対象者の出所後二年以内の薬物犯罪再犯率は二〇・九%であり、旧実施体制下の再犯率よりも五・七ポイント低くなっていました（図5）。これらの結果から、社会情勢や各種再犯防止施策などの影響を全て排除することはできないものの、全体として、薬物依存離脱指導の新実施体制における標準プログラムの複線化は、受講率の向上と薬物犯罪再犯率の減少に奏功していることが確認できました。

イ 新実施体制における標準プログラムの再犯防止に係る効果の検証

薬物依存離脱指導の標準プログラムの受講や、同プログラムの受講により変化する態度等が薬物犯罪の再犯に与える影響について分析した結果、必修プログラム又は専門プログラムを受講することによって習得されるスキルや態度のうち、薬物依存の問題を認識する動機付けに係る要因や薬物への欲求に対処できる自信などが薬物犯罪の再犯防止につながる事が示唆されました。すなわち、新実施体制下でのプログラムの受講を通してスキル等を適切に身に付けることが、再犯防止に一定の効果があることが推察されます。受講を通してスキル等をいかに適切に身に付けさせるかが今後の課題であると考えられます。

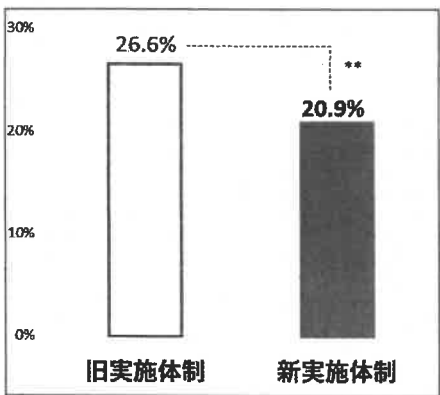


図5 薬物依存離脱指導対象者の薬物犯罪再犯率の比較（出所後2年以内）

※検定：フィッシャーの正確確率検定 (** $p < .01$)
※旧実施体制：平成25年に出所した薬物依存離脱指導対象者593名
※新実施体制：調査2の調査対象者742名

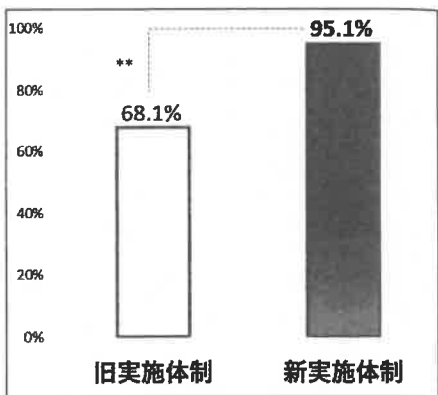


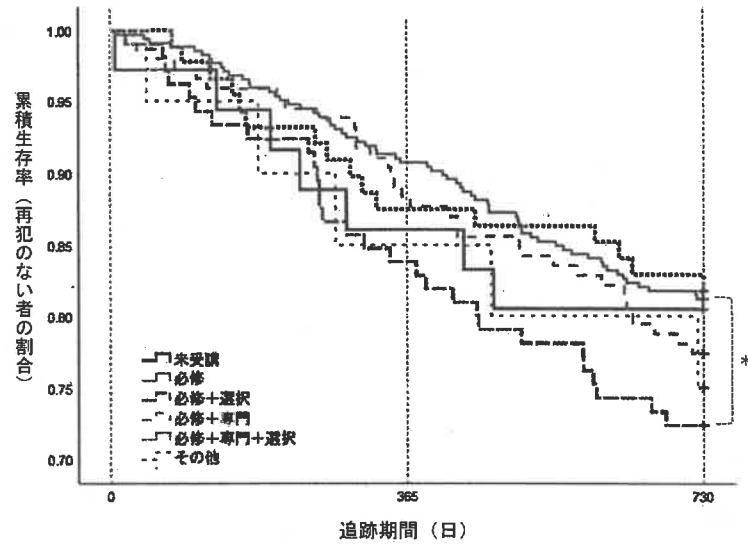
図4 旧実施体制と新実施体制の受講率の比較

※検定：フィッシャーの正確確率検定 (** $p < .01$)
※旧実施体制：平成25年に入所した薬物依存離脱指導対象者593名
※新実施体制：調査2の調査対象者742名
※標準プログラムをいずれか1種類でも受講した者は「受講」とした。

図6（次頁）は、受講プログラムの組合せごとの出

所後の薬物犯罪再犯率の時間的変化を示しています。多くの組合せにおいて再犯率に大差は見られなかったものの、必修プログラムのみ受講した群と比べて、必修プログラム及び選択プログラムを組み合わせて受講した群の方が再犯率が高い傾向がありました。後者の組合せで受講した者には、入所度数が多い者や薬物依存離脱指導の受講歴がある者が多く含まれることを踏まえると、本来は、より重点的な指導である専門プログラムの受講が必要であったと推察され、再犯リスク

Kaplan-Meier Curve



受講プログラム	人数	構成比	出所後1年以内		出所後2年以内	
			再犯数	再犯率	再犯数	再犯率
未受講	36	4.9%	5	13.9%	7	19.4%
必修	347	46.8%	32	9.2%	65	18.7%
必修+選択	105	14.2%	17	16.2%	29	27.6%
必修+専門	146	19.7%	17	11.6%	33	22.6%
必修+専門+選択	88	11.9%	11	12.5%	16	18.2%
その他	20	2.7%	3	15.0%	5	25.0%
合計	742	100.0%	85	11.5%	155	20.9%

※検定：ログランク検定 (* $p < .05$)

図6 受講プログラムの組合せと薬物犯罪の再犯

や問題性等に関するアセスメントの情報がプログラム選定に十分に生かされていないことが推察されます。

ウ 男女別の実情調査及び再犯防止に係る効果の検証

前述イの分析を男女別に実施したところ、男女によって、再犯率が比較的高い受講プログラムの組合せに違いがあったほか、薬物犯罪の再犯防止につながるスキル等の内容が異なっていました。誌面の都合上、詳細は割愛しますが、例えば、男子対象者では SOCRATES 病識尺度が統計的に有意な水準で出所後一年以内の薬物再犯を抑止する方向に影響し、女子対象者では、個別場面自己効力感尺度が統計的に有意な水準で出所後一

年以内及び二年以内の薬物再犯を抑止する方向に影響していました。このことから、男子受刑者に対しては、薬物依存の問題を認識させることが、女子受刑者に対しては、個別場面において薬物の欲求に対処できるという自信を養うことが再犯を防止する上で重要であると考えられます。

四 効果検証を踏まえた検討

今回の調査結果から、薬物依存離脱指導の新実施体制における標準プログラムの複線化は、受講率の向上と薬物犯罪再犯率の減少に奏功し、施策として一定の成果を上げていることが認められました。新実施体制の標準プログラム自体に、スキル等の習得や再犯防止に資する一定の受講効果があることも認められます。

他方、新実施体制の標準プログラムの受講が再犯防止につながらなかった者も存在していることや、特定のプログラムの組合せの薬物犯罪再犯率が高かったことなどは、より効果的な指導にするために見直しの検討が必要部分と言えますが、今回の調査で判明した薬物依存離

脱指導の課題については、以下のとおりアセスメントの課題とプログラム実施上の課題に分けられます。

(一) アセスメントの課題について

調査結果から、再犯リスクや問題性等アセスメントの情報が受講させるプログラムの選定に十分に生かされていない可能性が考えられます。標準プログラムの複線化による効果を今以上に高めるためには、再犯リスクや問題性等に応じて受講プログラムが適切に選定されるよう、アセスメント体制とプログラム選定に係る基準の見直しを検討することが必要であると言えます。

(二) プログラム実施上の課題について

ア 標準プログラムの組合せの見直し

必修プログラム及び選択プログラムの組合せなど、再犯率が比較的高かった組合せについて精査し、課題を明らかにする必要性が高いと考えられます。

イ 標準プログラムの内容の充実

社会から隔離された刑事施設特有の制約はあるものの、標準プログラムを長期的な再犯防止につなげるた

めには、薬物の欲求に対処する方法を練習させる内容を充実させることが考えられます。また、薬物依存からの回復に向けた動機付けを含め、社会内の処遇や治療・支援により適切につなげる方法を検討することも必要であると言えます。

ウ 男女の特性に考慮した指導体制の確立

今回の調査では、同じ内容のプログラムを受講しても、男女により変化しやすい態度や再犯の防止あるいは促進につながる要因が異なっていました。この理由については、令和二年版犯罪白書（法務省、二〇二〇）の特集記事において、薬物問題のある女子受刑者特有の問題として、親との離別や虐待などの逆境体験や食行動の問題、自傷・自殺念慮の経験、DV被害経験を有する者の割合が高いことなどが指摘されていますが、こうした女子受刑者に対しては、令和元年度以降、札幌刑務支所で試行されている女子依存症回復支援モデル^③のような対象者の問題性に応じた包括的な指導も行われています。

(三) 関係機関との連携強化

生活への円滑な移行を促進することに資するものとなるよう、選択プログラムに代わるものとして、新たに「移行プログラム（仮称）」を開発することとしました。この移行プログラムの開発に当たっては、各矯正管区から推薦された刑事施設一庁（函館、青森、静岡、岐阜、京都、大阪、松江、広島、松山、鹿児島、佐賀）の協力を得て、専門家による助言を受けながら、プログラムの充実化を図るべく、具体的な指導内容及び方法等について検討することとしているほか、試行を行った上で導入することと準備を進めています。

移行プログラムでは、必修・専門プログラムにおいて習得した知識やスキルを施設内及び社会内で実践できるように、継続的な学びの機会を確保し、出所後も継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び支援等につながり続けるための動機付けを高め、社会生活への円滑な移行を図ることをコンセプトとしています。その上で、プログラム対象者が出所に近い時期にグループワークに参加し、他者と関わりを通じて薬物に頼らざるを得ない自らの生きにくさや回復への気付きを得たり、社会内における支援機関等につながる具体的なイメージを獲得できたり

調査の結果、新実施体制の専門プログラムを通して、治療や援助を求める態度が強まることが確認されたものの、こうした態度が再犯防止につながるという統計的な裏付けは得られませんでした。言い換えれば、専門プログラムを含む標準プログラムにおける出所後の治療・支援につなげる指導内容に検討の余地があるということであり、内容の充実が望まれます。また、薬物依存離脱指導対象者の中には、社会復帰に係る様々な問題を抱えている者が少なくなく、在所中から必要に応じた医療・福祉的支援や就労支援、職業訓練などを組み合わせて実施し、保護観察所との関係機関と連携しながら、出所後の生活の安定や継続的な治療・支援につなげる必要があると考えられます。

五 薬物依存離脱指導の充実化に向けた取組

今回の効果検証結果を踏まえ、矯正局成人矯正課においては、薬物依存離脱指導の更なる充実化を図るため、プログラムへの編入を薬物依存の重症度に応じて行うよう運用を改めるとともに、プログラムが施設内から社会

するようプログラムを展開するとともに、関係機関と連携した指導体系の整備を進めていく方向です。

科学的根拠に基づく効果的な指導や政策を実現する上で、課題を発見し、課題解決に向けたアプローチを引き出すものとして、今や効果検証は不可欠です。他方、処遇のベースにあるのは、指導者（職員）と一人一人の受刑者との絶え間ない関係構築と処遇の実践であり、刑事施設の強みとして、指導者が対象者にいつでもアクセスでき、働き掛けができることが挙げられます。この刑事施設の強みを生かしつつ、薬物事犯者の円滑な社会復帰に向けたプログラムの充実化に取り組んでいきたいと考えています。

(1) 令和三年版犯罪白書（法務省、二〇二一）によると、令和二年の入所受刑者のうち覚醒剤取締法違反が占める割合は、男子受刑者の二五・二％、女子受刑者の三五・七％であった。また、平成二八年の出所受刑者のうち、覚醒剤取締法違反の出所後二年以内再入率（出所年を一年目とし、翌年の年末までに再入所した者の人員の比率）は一八・七％、五年以内再入率は四四・三％だった。

(2) 両群が等質な集団となるよう対象者をランダムに二群に振り分けたもの。比較対照群に選定された者については、受講群の専門

プログラム受講中には関連プログラムを受講しないよう統制しているが、同期間終了後には必要なプログラムを受講できるように配慮している。

(3) 薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続が可能となるプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行うモデル事業。令和元年度から実施している。

【引用文献】

法務省 (二〇二〇)。令和二年版犯罪白書。

法務省 (二〇二二)。令和三年版犯罪白書。

小林 椋児・松本 俊彦・千葉 泰彦・今村 扶美・森田 展彰・

和田 清 (二〇一〇)。少年鑑別所入所者を対象とした日本語

版 SOCRATES (Stages of Change Readiness and Treatment

Eagerness Scale) の因子構造と妥当性の検討。日本アルコー

ル・薬物医学会雑誌、四五(五)、四三七―四五一。

森田 展彰・末次 幸子・嶋根 卓也・岡坂 昌子・清重 知子・

飯塚 聡・岩井 喜代仁 (二〇〇七)。日本の薬物依存症者に

対するマニュアル化した認知行動療法プログラムの開発とその

有効性の検討。日本アルコール・薬物医学会雑誌、四二(五)、

四八七―五〇六。